

共済減収調査結果

－ 平成23年産水稲、春植えばれいしょ、ぶどう及びなし －

【調査結果の概要】

1 水稲（一筆方式）

主な調査対象都道府県である新潟県において、共済金支払基準となる減収割合を超えた減収面積は3,820ha、減収量は9,140 tであった。

2 春植えばれいしょ（全相殺方式）

主な調査対象都道府県である北海道において、共済金支払基準となる減収割合を超えた減収面積は14,000 a、10 a 当たり収量は3,220kgであった。

3 ぶどう（半相殺方式（減収総合方式））

主な調査対象都道府県である山梨県において、共済金支払基準となる減収割合を超えた減収面積は70 a、10 a 当たり減収量は728kg、10 a 当たり減収率は43.4%であった。

4 なし（半相殺方式（減収総合方式））

主な調査対象都道府県である千葉県において、共済金支払基準となる減収割合を超えた減収面積は127 a、10 a 当たり減収量は1,150kg、10 a 当たり減収率は41.2%であった。

◎調査結果の利活用

- ・農業災害補償制度（農業共済）における損害の額について国が行う認定審査のための資料

この統計調査結果で使用している統計表は、政府統計の総合窓口（e-Stat）の「統計データ新着情報」でご覧いただけます。

【 <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/eStatTopPortal.do> 】

【統計表】

1 平成23年産 水稻（一筆方式）の減収面積及び減収量

(1) 共済金支払開始損害割合：3割

調査対象 都道府県	減収面積			減収量		
	計	減収割合		計	減収割合	
		30%以下	30%超		30%以下	30%超
	ha	ha	ha	t	t	t
青森	642	620	22	259	197	62
岩手	8,210	8,000	208	3,710	3,270	442
宮城	22,200	21,800	437	10,000	9,080	925
秋田	14,200	14,000	181	7,690	7,290	403
山形	2,420	2,400	16	1,160	1,120	35
福島	20,600	19,100	1,470	12,400	9,260	3,130
茨城	26,900	26,300	587	11,900	10,700	1,230
栃木	27,100	26,800	288	13,300	12,700	602
群馬	4,660	4,550	108	2,030	1,840	194
埼玉	16,500	15,600	866	10,300	8,630	1,670
千葉	22,500	21,800	642	9,860	8,450	1,410
1) 新潟	48,700	44,900	3,820	27,000	17,900	9,140
1) 富山	9,370	9,010	356	2,410	1,980	433
1) 石川	6,450	6,100	353	2,450	1,980	465
1) 福井	5,870	5,360	515	2,360	1,640	721
山梨	1,960	1,910	52	1,240	1,140	101
長野	15,100	14,800	363	7,310	6,510	809
岐阜	10,900	10,400	429	6,210	5,380	823
静岡	4,540	4,490	47	2,110	2,030	77
愛知	11,800	11,700	110	5,870	5,650	216
三重	16,400	15,300	1,110	9,320	6,810	2,510
滋賀	16,000	15,500	482	8,440	7,480	959
京都	7,940	7,570	368	3,750	3,060	693
大阪	2,170	2,110	59	1,060	958	101
兵庫	21,600	21,000	600	9,480	8,200	1,280
奈良	3,860	3,730	125	2,160	1,960	208
和歌山	2,300	2,040	254	1,620	881	739
鳥取	7,280	6,930	345	3,950	3,240	705
島根	6,240	5,810	429	3,260	2,330	934
岡山	11,900	11,000	950	6,760	4,940	1,820
広島	12,400	11,600	782	8,210	6,420	1,790
山口	8,100	7,970	129	3,240	2,870	372
徳島	3,890	3,000	886	3,210	1,420	1,780
香川	7,180	6,310	874	4,520	2,500	2,030
愛媛	5,640	5,080	558	4,100	2,760	1,340
高知	4,620	3,900	723	3,100	1,690	1,410
福岡	15,400	14,700	678	7,820	6,330	1,500
佐賀	11,700	11,200	451	6,670	5,790	881
長崎	4,450	4,030	421	3,090	2,000	1,090
熊本	13,400	12,600	840	6,710	5,160	1,550
大分	10,300	9,470	841	6,060	4,250	1,810
宮崎	8,470	7,800	673	5,590	3,980	1,610
鹿児島	7,040	6,610	432	3,720	2,650	1,080

注：1 減収面積及び減収量とは、収穫量が共済基準収穫量から減少した調査対象地域の面積及び量について、区分（減収であった筆、減収割合が共済金支払開始損害割合以下であった筆、減収割合が共済金支払開始損害割合超であった筆）ごとに、調査筆の減収面積割合及び10a当たり減収量を基に推計した値である（統計表1の(3)まで同じ。）。

2 減収割合とは、筆の減収量の共済基準収穫量に対する割合であり、共済金支払開始損害割合を基に設定しているものである（統計表1の(3)まで同じ。）。

1)の各県においては、共済金支払開始損害割合を3割から2割に引き下げる特例措置を実施しているため、減収割合「30%以下」、「30%超」の欄にそれぞれ「20%以下」、「20%超」の数値を記載している。

(2) 共済金支払開始損害割合：4割

調査対象 都道府県	減収面積			減収量		
	計	減収割合		計	減収割合	
		40%以下	40%超		40%以下	40%超
	ha	ha	ha	t	t	t
青森	12	12	0	5	5	0
岩手	18	18	0	11	11	0
宮城	254	252	2	111	104	7
秋田	39	39	0	22	22	0
山形	7	7	0	3	3	0
福島	274	267	7	170	152	18
茨城	1,330	1,300	26	517	459	58
栃木	276	276	-	114	114	-
群馬	79	77	2	34	30	4
千葉	60	59	1	24	22	2
1) 新潟	1	1	-	0	0	-
静岡	10	10	-	3	3	-
三重	4	4	0	3	3	0
鳥取	7	7	0	3	3	0
島根	10	10	0	3	3	0
岡山	2	2	0	1	1	0
広島	1	1	0	1	1	0
山口	82	81	1	29	26	3
愛媛	14	13	1	19	15	4
高知	48	46	2	28	22	6
福岡	5	5	-	4	4	-
大分	20	19	1	13	11	2

注： 1)の県においては、共済金支払開始損害割合を4割から3割に引き下げる特例措置を実施しているため、減収割合「40%以下」、「40%超」の欄にそれぞれ「30%以下」、「30%超」の数値を記載している。

1 平成23年産 水稻（一筆方式）の減収面積及び減収量（続き）

(3) 共済金支払開始損害割合：5割

調査対象 都道府県	減収面積			減収量		
	計	減収割合		計	減収割合	
		50%以下	50%超		50%以下	50%超
	ha	ha	ha	t	t	t
青森	310	304	6	136	118	18
岩手	884	880	4	418	408	10
宮城	681	679	2	323	315	8
秋田	849	845	4	453	435	18
山形	123	123	0	54	54	0
福島	5,360	5,320	36	3,480	3,390	94
茨城	3,240	3,220	18	1,280	1,230	54
栃木	705	705	-	258	258	-
群馬	538	537	1	224	221	3
埼玉	48	48	0	29	29	0
千葉	2,770	2,750	15	1,040	989	51
1) 新潟	29	29	-	13	13	-
1) 石川	65	65	0	26	26	0
山梨	23	23	-	15	15	-
岐阜	154	153	1	75	72	3
静岡県	121	121	-	47	47	-
愛知県	102	102	-	64	64	-
三重	49	48	1	35	33	2
鳥取	257	254	3	138	130	8
島根	105	103	2	57	52	5
岡山	166	165	1	115	112	3
広島	30	30	0	20	20	0
山口	127	125	2	57	50	7
徳島	263	240	23	238	177	61
愛媛	46	43	3	37	28	9
高知	256	248	8	154	134	20
福岡	267	265	2	142	136	6
熊本	93	93	0	44	43	1
大分	126	122	4	64	54	10
宮崎	7	7	-	3	3	-

注： 1)の各県においては、共済金支払開始損害割合を5割から4割に引き下げる特例措置を実施しているため、減収割合「50%以下」、「50%超」の欄にそれぞれ「40%以下」、「40%超」の数値を記載している。

2 平成23年産 水稻（半相殺方式）の減収面積及び減収量

共済金支払開始損害割合：2割

調査対象 都道府県	減収面積	減収量
	ha	t
北海道	67	63
青森	163	249
岩手	47	89
秋田	310	380
山形	36	55

注： 1 減収面積及び減収量とは、調査筆のうち超過被害組合員（農家の筆のうち減収となった筆の減収量の合計が、その農家の共済基準収穫量の共済金支払開始損害割合を超えた農家）となった組合員の所有する筆の調査結果を基に、調査対象地域について推計した超過被害組合員の総減収面積及び減収量である。

2 該当割合の調査対象筆のうち超過減収筆があった調査対象県のみ掲載している。

3 平成23年産春植えばれいしょの増減収面積及び10a当たり収量

調査対象 都道府県 用途別	増減収面積					10a当たり収量				
	総数	増収	減収			総平均	増収平均	減収		
			計	減収割合				平均	減収割合	
				10%以下	10%超				10%以下	10%超
a	a	a	a	a	kg	kg	kg	kg	kg	
全相殺方式										
北海道	95,900	69,900	26,000	12,000	14,000	3,960	4,050	3,650	4,150	3,220
でん粉加工用	41,200	19,600	21,600	11,600	9,990	4,270	4,740	3,810	4,200	3,400
食品加工用	26,400	25,300	1,130	x	x	3,860	3,940	2,890	x	x
種子用	9,770	9,080	x	-	x	3,750	3,770	x	-	x
その他	18,600	15,900	x	-	x	3,750	3,790	x	-	x
鹿児島	4,280	1,720	2,570	380	2,190	2,370	2,670	2,070	2,420	1,920
でん粉加工用	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食品加工用	3,290	1,090	2,200	292	1,910	2,680	3,240	2,300	2,680	2,140
種子用	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	994	625	369	88	281	2,140	2,360	1,850	2,160	1,710

- 注：1 増減収面積とは、10a当たり収量が10a当たり共済基準収量から増加又は減少した調査農家の共済引受面積について、区分（増収であった農家、減収であった農家、減収割合が10%以下であった農家、減収割合が10%超であった農家）ごとに合計した値である。
- 2 10a当たり収量とは、区分ごとに調査農家の10a当たり収量の平均値を算出したものである。
- 3 減収割合とは、調査農家の10a当たり減収量の10a当たり共済基準収量に対する割合であり、10%以下及び10%超の区分は、本調査において、共済金支払開始損害割合を基に設定しているものである。
- 4 用途別のその他とは、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途である。

4 平成23年産ぶどうの減収面積、10a当たり減収量及び10a当たり減収率

調査対象 都道府県	減収面積			10a当たり減収量			10a当たり減収率			
	計	減収割合		減収平均	減収割合		減収平均	減収割合		
		30%(40%)以下	30%(40%)超		30%(40%)以下	30%(40%)超		30%(40%)以下	30%(40%)超	
		a	a		a	kg		kg	kg	%
半相殺方式 減収総合方式										
岩手	196	196	-	141	141	-	11.0	11.0	-	
山形	223	172	51	307	197	821	22.3	13.8	62.4	
新潟	372	171	201	805	223	1,240	58.0	18.8	87.4	
山梨	464	394	70	374	281	728	23.6	18.4	43.4	
長野	576	406	170	350	237	612	26.2	16.6	48.4	
岡山	246	152	94	424	242	729	27.2	14.5	48.2	
香川	174	124	50	266	120	653	22.9	11.6	52.9	
樹園地単位方式 減収総合方式										
島根	90	90	-	199	199	-	19.4	19.4	-	

- 注：1 減収面積とは、10a当たり収量が10a当たり共済基準収量から減少した調査筆の面積について、区分（減収であった筆、減収割合が30%（40%）以下であった筆、減収割合が30%（40%）超であった筆）ごとに合計した値である（以下の統計表について同じ。）。
- 2 10a当たり減収量及び減収率とは、調査筆の10a当たり収量が10a当たり共済基準収量から減少した数量及び割合について、区分ごとに調査筆の平均値を算出したものである（以下の統計表について同じ。）。
- 3 減収割合とは、調査筆の10a当たり減収量の10a当たり共済基準収量に対する割合であり、減収割合の区分は本調査において、共済金支払開始損害割合（半相殺方式（減収総合方式）3割、樹園地単位方式（減収総合方式）4割）を基に設定しているものである（以下の統計表について同じ。）。

5 平成23年産なしの減収面積、10a当たり減収量及び10a当たり減収率

調査対象 都道府県	減収面積			10a当たり減収量			10a当たり減収率			
	計	減収割合		減収平均	減収割合		減収平均	減収割合		
		30% (20%) 以下	30% (20%) 超		30% (20%) 以下	30% (20%) 超		30% (20%) 以下	30% (20%) 超	
	a	a	a	kg	kg	kg	%	%	%	
半相殺方式 減収総合方式										
山形	510	415	95	641	349	1,450	22.6	14.4	45.6	
福島	168	x	x	593	431	x	20.7	16.4	x	
栃木	470	470	-	410	410	-	13.5	13.5	-	
埼玉	164	x	x	362	319	x	13.5	11.8	x	
千葉	457	330	127	601	386	1,150	22.3	14.9	41.2	
神奈川	104	52	52	550	374	902	24.8	15.6	43.2	
新潟	237	156	81	1,190	408	2,480	40.6	14.5	83.5	
長野	300	250	50	545	417	1,110	22.1	14.5	55.4	
鳥取	540	191	349	748	229	1,190	34.6	11.9	53.8	
福岡	570	380	190	587	290	1,080	25.9	12.5	48.3	
大分	423	214	209	584	335	943	27.7	15.2	45.7	
特定危険方式										
秋田	x	-	x	x	-	x	x	-	x	
茨城	234	234	-	221	221	-	6.5	6.5	-	
千葉	32	32	-	219	219	-	6.1	6.1	-	
長野	121	x	x	166	160	x	6.3	5.4	x	
岐阜	46	46	-	104	104	-	3.1	3.1	-	
愛知	425	336	89	393	160	937	13.2	6.3	23.6	
樹園地単位方式 特定危険方式										
福岡	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
佐賀	382	382	-	53	53	-	1.5	1.5	-	
熊本	x	x	-	x	x	-	x	x	-	

注： 減収割合の区分は、半相殺方式（減収総合方式）及び樹園地単位方式（特定危険方式）で30%以下及び30%超、半相殺方式（特定危険方式）で20%以下及び20%超となる。

【調査の概要】

1 調査の目的

本調査は、作物統計調査の中の共済減収調査として実施したものであり、共済基準減収量及び共済基準減収量に係る作付面積を調査し、農業災害補償制度（農業共済）における損害の額について国が行う認定審査の資料を作成することを目的としている。

2 調査対象

(1) 水稻

ア 調査対象引受方式

一筆方式及び半相殺方式

引受方式	共済金支払開始損害割合
一筆方式	3割（基準収穫量の7割補償）
	4割（ " 6割補償）
	5割（ " 5割補償）
半相殺方式	2割（基準収穫量の8割補償）
	3割（ " 7割補償）
	4割（ " 6割補償）

イ 調査の対象

共済金額がおおむね50億円以上の都道府県を調査対象都道府県とし、一筆方式又は半相殺方式により引き受けられている地域の筆を調査の対象とした。

ウ 調査対象筆数

調査の対象の中から選定し、調査を行った調査対象筆数は次のとおりである。

引受方式	調査対象筆数			うち減収であった筆数 (超過被害農家の筆数)
	計	減収標本 実測筆数	減収標本 見積り筆数	
一筆方式	49,851 筆	8,016 筆	41,835 筆	21,118 筆
半相殺方式	5,907	894	5,013	(20)

注：1 減収標本実測筆は水稻収穫量調査における作況標本筆と共用している。

2 減収標本見積り筆は減収標本実測筆と同単位区内の筆から無作為に抽出した6筆とし、6筆未満の場合は当該単位区内の全ての筆とした。

(2) 春植えばれいしょ

ア 調査対象引受方式

全相殺方式

イ 調査の対象

共済引受農家戸数がおおむね100戸以上かつ共済金額がおおむね1億円以上の都道府県を調査対象都道府県とし、全相殺方式により引き受けられている農家を調査の対象とした。

ウ 調査対象農家数

調査の対象の中から選定し、調査を行った調査対象農家数は次のとおりである。

作物	調査対象農家数（うち 減収であった農家数）	調査対象筆 共済引受面積計	参 考	
			共済引受面積	共済基準収穫量 (共済加入農家計)
春植え ばれいしょ	戸 180 (50)	a 100,200	a 4,045,189	kg 1,433,008,305

注：1 参考の数值は農林水産省経営局『農業災害補償制度畑作物共済統計表』による。

2 共済引受面積及び共済基準収穫量（共済加入農家計）は、平成21年産の実績値であり、調査対象都道府県の数值を合計したものである。

3 調査農家1戸当たり2筆以上の共済加入がある場合は、減収標本筆を2筆選定した。

(3) ぶどう及びなし

ア 調査対象引受方式

(ア) ぶどう

半相殺方式（減収総合方式）及び樹園地単位方式（減収総合方式）

(イ) なし

半相殺方式（減収総合方式又は特定危険方式）及び樹園地単位方式（特定危険方式）

イ 調査の対象

共済引受農家戸数がおおむね100戸以上かつ共済金額がおおむね1億円以上の都道府県を調査対象都道府県とし、調査対象引受方式により引き受けられている筆を調査の対象とした。

ウ 調査対象筆数

調査の対象の中から選定し、調査を行った調査対象筆数は次のとおりである。

作物	引 受 方 式	調査対象筆数（うち減収であった筆数）	調 査 対 象 筆 共済引受面積計	参 考	
				共済引受面積	共済基準収穫量 （共済加入樹園地計）
ぶどう	半相殺方式（減収総合方式）	440（185）	5,830	69,499	8,891,034
	樹園地単位方式（減収総合方式）	55（9）	595	12,883	1,307,910
な し	半相殺方式（減収総合方式）	595（255）	9,430	122,381	29,064,340
	半相殺方式（特定危険方式）	71（71）	925	71,684	19,473,456
	樹園地単位方式（特定危険方式）	87（32）	1,330	19,668	6,085,654

注：1 参考の数値は農林水産省経営局『農業災害補償制度果樹共済統計表』による。

2 共済引受面積及び共済基準収穫量（共済加入樹園地計）は、平成20年産の実績値であり、調査対象都道府県の数値を合計したものである。

3 調査事項

共済基準減(増)収量及び共済基準減(増)収量に係る作付面積

4 調査期日

水稻、春植えばれいしょ、ぶどう及びなし(半相殺方式(減収総合方式))は収穫期なし(半相殺方式(特定危険方式)及び樹園地単位方式(特定危険方式))は暴風雨襲来時

5 調査方法

(1) 水稻

減収標本筆（水稻収穫量調査の標本筆と共用）に対する職員による実測調査及び巡回・見積りにより行った。

(2) 春植えばれいしょ

各都道府県の共済引受状況（共済引受面積等）に基づき選定した減収標本筆に対する職員による実測調査により行った。

(3) ぶどう及びなし

各都道府県の共済引受状況（品種又は栽培方法等による区分の割合等）に基づき選定した、果樹共済基準筆に対する職員による実測調査により行った。

6 集計方法

(1) 水稻

調査事項について、減収標本実測筆・見積り筆結果及び巡回・見積り結果を集計して取りまとめを行った。

(2) 春植えばれいしょ

調査事項について、減収標本筆の実測調査結果を基に推計した調査農家結果を集計して取りまとめを行った。

(3) ぶどう及びなし

調査事項について、果樹共済基準筆の実測調査結果を集計して取りまとめを行った。

7 実績精度

各調査における実績精度を標本から推定した標準誤差率（標準誤差の推定値÷指標とした項目の推定値）により示すと、次のとおりである。

(1) 水稻

減収標本実測筆は、水稻収穫量調査の標本筆と共用しているため、目標精度は設定していない。

(2) 春植えばれいしょ（10 a 当たり収量）

北海道で2%、鹿児島県で4%であった。

(3) ぶどう（10 a 当たり収量）

半相殺方式（減収総合方式）の岩手県で7%、山形県で5%、新潟県で13%、山梨県で4%、長野県で4%、岡山県で5%、香川県で6%であった。

樹園地単位方式（減収総合方式）の島根県で4%であった。

(4) なし（10 a 当たり収量）

半相殺方式（減収総合方式）の山形県で7%、福島県で4%、栃木県で4%、埼玉県で3%、千葉県で5%、神奈川県で7%、新潟県で9%、長野県で6%、鳥取県で8%、福岡県で6%、大分県で8%であった。

半相殺方式（特定危険方式）の秋田県で21%、茨城県で7%、千葉県で15%、長野県で14%、岐阜県で9%、愛知県で7%であった。

樹園地単位方式（特定危険方式）の福岡県で5%、佐賀県で6%、熊本県で13%であった。

8 用語の解説

- (1) 一筆方式とは、農業共済における引受方式のうち、筆ごとの減収量により損害を把握する方式である。
- (2) 半相殺方式とは、農業共済における引受方式のうち、農家単位で被害筆の減収分のみにより損害を把握する方式である。
- (3) 全相殺方式とは、農業共済における引受方式のうち、農家単位ごとに筆の増収分及び減収分を相殺した損害を把握する方式である。
- (4) 品種又は栽培方法等による区分とは、果樹共済において引受が行われている区分単位であり、同一の作物であっても、品種等によって収穫時期及び被害の発生等に差異があることから、作物ごとに品種等により定めている区分である。
- (5) 共済金額とは、被害が生じた場合に支払われる共済金の最高限度額である。
- (6) 共済基準収穫量とは、その年の天候を平年並みとして、肥培管理なども普通一般並みに行われたときに得られる、いわば平年の収穫量であり、筆ごとに定められ、被害があったとき、損害評価や支払共済金の額の算定の基準となるものである。
- (7) 共済基準減収量とは、当該筆の収穫量が、当該筆の共済基準収穫量を下回った数量をいう。

9 利用上の注意

- (1) 統計数値については、下記の方法によって四捨五入しており、合計と内訳の計が一致しないことがある。

原 数		5 桁 (万)	4 桁 (1,000)	3 桁以下 (100)
四捨五入する桁数（下から）		2 桁	1 桁	四捨五入しない
例	四捨五入する前（原数）	12,345	1,234	123
	四捨五入した後（統計数値）	12,300	1,230	123

- (2) 表中に用いた記号は、以下のとおりである。
「0」：単位に満たないもの（例：0.4t→0t）
「－」：事実のないもの
「x」：個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの
- (3) 秘匿措置について
統計調査結果について、調査対象数が2以下の場合には調査結果の秘密保護の観点から、該当結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。
なお、全体（計）からの差引きにより該当結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「x」表示としている。

10 その他

この資料の詳細な数値についてはホームページに掲載（平成24年10月予定）するとともに、その後刊行する『農作物災害種類別被害統計（被害応急調査結果）』に掲載する。

なお、ホームページに掲載した後の正誤情報はホームページでお知らせする。

【ホームページ掲載案内】

- 各種農林水産統計調査結果は、農林水産省ホームページ中の統計情報でご覧いただけます。
【 <http://www.maff.go.jp/j/tokei/> 】
この結果の分野別分類は「作付面積・生産量、被害、家畜の頭数など」に分類しています。

【関連リンク】

農業災害補償制度関係ページ：農林水産省＞組織・政策＞経営局＞農業災害補償制度（農業共済）
http://www.maff.go.jp/j/keiei/hoken/saigai_hosyo/

お問合せ先

- ◎本統計調査結果について
農林水産省 大臣官房統計部
生産流通消費統計課 普通作物統計班
電話：（代表）03-3502-8111 内線：3682
（直通）03-3502-5687
生産流通消費統計課 園芸統計班
電話：（代表）03-3502-8111 内線：3680
（直通）03-6744-2044
- ◎農林水産統計全般について
農林水産省 大臣官房統計部
統計企画管理官 広報普及班
電話：（代表）03-3502-8111 内線：3589
（直通）03-6744-2037